

青森県行政改革大綱

【改定一次素案】

平成16年8月

青 森 県

目 次

第1 行政改革の基本的考え方

| | |
|--------------------------|---|
| 1 行政改革の目的 | 1 |
| 2 行政改革の推進項目 | 2 |
| 3 行政改革の推進により目指すべき県行政の将来像 | 3 |
| 4 行政改革の着実な推進 | 4 |

第2 行政改革の具体的な取組方策

自主自立の青森県づくりを支える行財政基盤の確立

| | |
|-----------------------------|----|
| 1 組織の簡素・効率化 | 5 |
| 2 職員数の適正化 | 7 |
| 3 職員給与の適正化 | 8 |
| 4 事務処理の効率化 | 9 |
| 5 公共工事コスト等の縮減及び県有資産の総合的な利活用 | 11 |
| 6 歳入確保の取組 | 12 |
| 7 持続可能な財政構造の確立に向けた財政運営 | 13 |

県の役割の見直しによる行政サービス提供体制の新たな構築

| | |
|---------------------------|----|
| 1 行政サービス提供施設等の再編と運営体制の見直し | 15 |
| 2 市町村との連携協働 | 17 |
| 3 民間活力の活用 | 17 |
| 4 地方独立行政法人への移行 | 20 |
| 5 公社等の改革 | 21 |
| 6 事務事業等の見直し | 23 |

県民の目線に立った成果重視型の行政経営の推進

| | |
|----------------|----|
| 1 行政経営システムの確立 | 24 |
| 2 県民との情報共有等 | 26 |
| 3 規制の緩和 | 27 |
| 4 職員の能力向上と意識改革 | 28 |

第1 行政改革の基本的考え方

1 行政改革の目的

～ 「ふるさと青森県の再生・新生」実現のための大改革～

青森県では、平成7年11月に青森県行政改革大綱を策定し、平成13年11月に改定した平成13年度から平成15年度までを取組期間とする第三次の行政改革大綱まで、より一層簡素で効率的かつ効果的な行財政運営システムの確立に向けて、行政改革に取り組んできました。

平成13年11月に青森県行政改革大綱を改定してから、3年を経過し、本県を取り巻く社会経済情勢は、大きく変化してきています。

21世紀に入った今、時代の大きなうねりの中にあって、本県では、長引く経済・雇用情勢の低迷など、多くの困難な課題を抱えていますが、真に県民の幸せと県勢の発展につながる未来を切り拓き、次代を担う子どもたちへかけがえのない「ふるさと青森県」を責任を持って引き継いでいくためには、自主自立の青森県づくりを着実に進めていく必要があります。

しかしながら、これを支えるべき本県財政は、自主財源に乏しく、脆弱な財政構造であることに加え、公債費等の義務的経費の増加などにより、財源不足額が年々拡大し、極めて厳しい状況に直面していたことから、財政再建団体への転落を回避し、将来にわたって様々な環境変化に機動的・弾力的に対応できる効率的かつ持続可能な財政構造を構築するため、平成15年11月に財政改革プランを策定したところです。

この財政改革プランでは、平成16年度から平成20年度までの5年間で見込まれる2,032億円に上る財源不足額を解消しつつ、平成20年度において財政の収支均衡を図ることとしたところですが、国の「三位一体の改革」による地方交付税総額の急激かつ大幅な削減の影響により、財源不足額は、平成16年度から平成20年度までの5年間で2,917億円に拡大するものと見込まれるところです。こうした国の「三位一体の改革」の進展によって、本県行財政運営体制は、根底から大きく揺らいでおり、本県は、今まさに、危機に直面し、このままでは立ち行かない状況にあります。

このため、財政改革プランで掲げる歳出削減、歳入確保等の取組を徹底し、及び加速するとともに、これに加えての新たな視点からの取組を含め、行財政の大改革を断行することが喫緊の課題となっています。

この大改革は、「公の業務とは何か」、「県の業務とは何か」を根底から問い直すものであり、自主自立の青森県づくりを支える行財政基盤の確立に向け、行財政運営システムの簡素・効率化を推進するとともに、県行政の役割分担の抜本的な見直しを行い、及び行政の経営革新を図るものです。

この大改革の強力な推進により、新青森県基本計画（仮称）を着実に推進し、「参加」、「共生」、「創造」そして「公平」の基本理念の下、人材育成・教育という「人づくり」の視点に配慮しながら、創造性と活力あふれる「産業・雇用」、共に支え合う、健やか・安心の「福祉」、次世代へ誇れる財産としての「環境」といった分野をはじめとする施策のより積極的な推進につなげ、真に県民の幸せと県勢の発展につながる未来を切り拓き、「ふるさと青森県の再生・新生」実現を目指すものです。

この「ふるさと青森県の再生・新生」実現のための行財政の大改革を実行するため、平成16年度から平成20年度までの5年間ににおける主な取組を内容として、ここに、青森県行政改革大綱を改定します。

2 行政改革の推進項目

「ふるさと青森県の再生・新生」実現を目指した自主自立の青森県づくりを着実に進めていくための安定した行財政運営体制の構築を図るため、次の3つの項目を行政改革の推進項目として定め、県行政の全般にわたる抜本的な見直しに取り組みます。

(1) 自主自立の青森県づくりを支える行財政基盤の確立

～行財政運営システムの簡素・効率化～

厳しい財政環境の下にあって、県政の抱える重要課題に的確かつ機敏に対応しつつ、自主自立の青森県づくりを着実に進めていくため、行財政運営システムを簡素・効率化するなど、これを支える行財政基盤の確立を図ります。

(2) 県の役割の見直しによる行政サービス提供体制の新たな構築

～ 県行政の役割分担の抜本的な見直し～

県行政の役割分担の抜本的な見直しの下、県民に真に必要な行政サービスを自主的、効果的、効率的に提供していくため、地域において社会公共的なサービスを支える民間企業、市民活動団体等や市町村との適切な役割分担に基づき、民間にできることは民間に、住民に身近な行政サービスは市町村に委ねるなど、民間・市町村との協働により、行政サービス提供体制の新たな構築を図ります。

(3) 県民の目線に立った成果重視型の行政経営の推進

～ 行政の経営革新～

県民の行政ニーズを的確に反映し、コスト意識とスピード感を持って、質の高い行政サービスを提供していくため、行政資源のより適切な活用を図る行政経営システムを確立するとともに、職員の抜本的な意識改革を図るなど、行政の経営革新に取り組み、県民の目線に立った成果重視型の行政経営を推進します。

3 行政改革の推進により目指すべき県行政の将来像

行政改革を積極的に推進することにより、次のような県行政の将来像を目指します。

簡素で効率的かつ効果的な行財政運営システムの構築

社会生活環境の変化を踏まえ、県民の行政ニーズに的確に対応していく観点に立って、行政執行体制を見直し、限られた行政資源を施策の選択と重点化を図りながら効果的に配分するなど、簡素で効率的かつ効果的な行財政運営システムを構築します。

市町村との役割分担に基づく広域的な行政サービスの提供

市町村は基礎的地方公共団体として住民に身近な行政サービスを提供し、県は市町村を包含する地方公共団体として広域的な行政サービスを提供します。

民間との協働によるサービスの提供

これまで県や公社が提供してきた行政サービスについて、民間にできるものは民間に委ねるとともに、県が担う行政サービスにあっても民間の経営手法等を導入し、行政サービスの質と効率性の向上を図ります。

また、地域において様々な社会公共的なサービスを提供しているNPO法人、ボランティア団体などの活動の環境を整備するとともに、そのノウハウを活用しながら、地域における社会公共的なサービスを効果的かつ効率的に提供します。

質の高い行政サービスの提供

職員に対する研修や人事評価などを通じて、職員の能力向上を図るとともに徹底的な意識改革を行い、コスト意識とスピード感を持って質の高い行政サービスを提供します。

自主自立の青森県づくりを支える県行政の強力な展開

以上により、新青森県基本計画（仮称）に基づく施策の積極的な推進につなげ、真に県民の幸せと県勢の発展につながる未来を切り拓くための自主自立の青森県づくりを支える県行政を強力に展開していきます。

4 行政改革の着実な推進

青森県行政改革大綱の取組期間は、平成16年度から平成20年度までの5年間とし、この取組期間中、行政改革の着実な推進を図るため、「行政改革実施計画」を策定し、毎年度、行政改革の取組状況を点検するとともに、青森県行政改革大綱に定められた改革の取組のほかにも、必要に応じて、行政改革に取り組みます。

行政改革の推進に当たっては、庁内に設置している「青森県行政改革推進本部」（本部長 知事）が中心となって、全職員の参画の下に、全庁体制で行政改革に取り組み、及び「青森県行政改革推進委員会」に行政改革の取組状況を報告し、その意見を聴きながら、着実に行政改革を推進します。

第2 行政改革の具体的な取組方策

I 自主自立の青森県づくりを支える行財政基盤の確立

～行財政運営システムの簡素・効率化～

1 組織の簡素・効率化

市町村合併や地方分権の進展など行政を取り巻く環境が大きく変化しつつあり、また、ITの普及等による通信手段の発達など、社会生活環境も大きく変化してきています。

このような環境の変化を踏まえつつ、厳しい財政状況の中にあって、県民の行政ニーズに的確に対応していく観点に立ち、より簡素で効率的かつ効果的な行政執行体制の構築を図ります。

(1) 本庁及び出先機関の見直し

本庁及び出先機関については、行政需要の変化に対応しつつ、市町村合併や市町村への事務権限の移譲など地方分権の進展の状況、道路整備による県内の時間距離の短縮、ITの普及等による通信手段の発達などを踏まえ、より簡素で効率的かつ効果的な行政執行体制に見直します。

この中で、出先機関については、中長期的視点に立ち、現在、県内6地区又は7地区に配置している県税事務所、健康福祉こどもセンター（保健所、福祉事務所、児童相談所）、農林水産事務所、県土整備事務所及び教育事務所については、所管区域の人口、事業費、事業量等を勘案し、おおむね10年以内に県内3地区に配置するよう再編を検討します。

このような出先機関の再編の基本方針の下、住民の利便性に配慮しつつ、当面、次のとおり出先機関の統廃合を行います。

【統合】

北地方農林水産事務所及び西地方農林水産事務所の統合

弘前家畜保健衛生所及び木造家畜保健衛生所の統合

農業改良普及センター(14箇所)の農林水産事務所(6箇所)単位での統合

五所川原県土整備事務所及び鱒ヶ沢県土整備事務所の統合

【廃止】

西北地方福祉事務所鱒ヶ沢支所の廃止

五所川原保健所鱒ヶ沢支所の廃止

上十三保健所三沢庁舎の廃止

青森県農林総合研究センター砂丘研究部の廃止

(2) 漁業取締船及び漁業試験調査船の減船

船舶の老朽化等を踏まえ、漁業取締業務及び漁業試験調査業務の効率的な実施を図るため、漁業取締船については3隻（はやかぜ、はやぶさ、うとう）のうち1隻（うとう）を廃船し、2隻体制とし、漁業試験調査船については4隻（開運丸、東奥丸、青鵬丸、なつどまり）のうち1隻（東奥丸）を廃船し、3隻体制とします。

(3) 警察署・交番・駐在所の統廃合

県民の安全・安心の確保に配慮しつつ、市町村合併の動向を見極めながら警察署の統廃合を検討します。また、治安情勢、人口・世帯数等の変動に応じて、計画的に交番・駐在所の統廃合を進めます。

(4) 各種委員会の見直し

人事委員会事務局、地方労働委員会事務局及び監査委員事務局の総務業務の集約化を図るなど、業務執行体制の見直しを行います。

(5) 附属機関等の適切な管理運営

審議会、懇話会等の附属機関等について、社会経済情勢の変化等を踏まえ、その必要性等の見直しを行い、統廃合や委員数の削減を行うなど、より一層適切な管理運営を図ります。

(6) 職制の見直し

職制について、国の地方公務員制度改革の動向にも留意しつつ、より一層簡素で効率的な業務執行体制の構築を図る観点からの見直しを行います。

2 職員数の適正化

定員適正化については、平成13年度から平成17年度までの5年間で、一般行政部門の職員数を460人削減することを目標に取り組んでおり、平成15年度までに399人の削減を図ってきたところです。

今後、更に簡素で効率的かつ効果的な行財政運営システムを確立するため、一般行政部門の定員適正化について、これまでの削減実績を大幅に上回る新たな定員適正化の数値目標を設定し、積極的に定員適正化を進めるとともに、教育部門及び警察部門についても、定員適正化の数値目標を設定し、積極的に定員適正化を進めます。

また、この定員適正化の目標を着実に達成するため、早期退職制度を導入し、職員の早期退職を促進します。

(1) 定員適正化

ア 一般行政部門

- 【計画期間】 平成16年度から平成20年度までの5年間
(平成16年4月1日から平成21年4月1日まで)
- 【対象部門】 一般行政部門(教育、警察、大学、病院及び公営企業を除く部門)
- 【対象職員】 5,321人(平成16年4月1日現在)
- 【適正化目標】 800人(期間適正化率15%)
- 【適正化方法】 組織機構の簡素・効率化、民間委託の徹底、事務処理の効率化、事務事業の見直し等

イ 教育部門

教育委員会事務局及び学校以外の教育機関

- 【計画期間】 平成16年度から平成20年度までの5年間
(平成16年4月1日から平成21年4月1日まで)
- 【対象部門】 教育委員会事務局及び学校以外の教育機関
- 【対象職員】 606人(平成16年4月1日現在)
(一般職員373人、指導主事等233人)
- 【適正化目標】 76人(一般職員56人(期間適正化率15%)、指導主事等20人)
- 【適正化方法】 組織機構の簡素・効率化、民間委託の徹底、事務処理の効率化、事務事業の見直し等

教職員の人員の見直し

「県立高等学校教育改革第2次実施計画(案)」(平成17年度～平成20年度)に基づき県立高等学校の教職員の人員の見直しを行うとともに、県費単独措置の職員についても、業務の民間委託等を進めることにより、人員の見直しを行います。

ウ 警察部門

- 【計画期間】 平成16年度から平成20年度までの5年間
(平成16年4月1日から平成21年4月1日まで)
- 【対象部門】 警察部門(一般職員)
- 【対象職員】 399人(一般職員 平成16年4月1日現在)
- 【適正化目標】 6人
- 【適正化方法】 組織機構の簡素・効率化、民間委託の徹底、事務処理の効率化、事務事業の見直し等

(2) 早期退職制度の導入

勸奨退職制度について、早期退職制度(対象年齢の引下げ及び退職手当の早期退職に係る割増率の引上げの措置)を導入し、これを平成16年度から平成20年度までの5年間に限り実施し、この間の早期退職を促進します。

3 職員給与の適正化

社会経済情勢の変化や国の地方公務員制度改革の動向を踏まえ、給与制度や諸手当等の適正化を推進します。

(1) 給与制度の見直し

平成18年度からの実施を予定している新たな人事評価及び国の地方公務員制度改革の動向を踏まえ、能力・業績が反映される給与制度の導入を図るなど、社会経済情勢の変化を踏まえた給与制度の見直しを行います。

(2) 諸手当等の見直し

社会経済情勢の変化等を踏まえ、特殊勤務手当等の諸手当等について、適切な見直しを行います。

4 事務処理の効率化

総務事務センター（仮称）の設置による内部管理業務の抜本的改革を進めるほか、出先機関への権限委譲や決裁区分の見直しを行い、また、公共工事の検査事務や予算執行等の効率化を図るなど、事務処理の効率化を更に推進します。

(1) 総務事務センター（仮称）の設置

今後、一層の定員適正化が進められる中であって、県民生活への影響を極力回避し、限られた人員で効率的かつ効果的に県民サービスを提供するため、県民サービスとは直結しない職員の給与及び旅費の支給事務、福利厚生事務、服務関係事務等の内部管理業務について、総務事務センター（仮称）を設置し、ITを活用した集中処理等を進め、業務処理の一層の効率化、省力化を図ります。

(2) 権限委譲等の推進

ア 出先機関への権限委譲

県民に直結した行政サービスは、県民に身近で地域の実情等を最もよく把握している出先機関が主体的に処理する観点から、出先機関の機能強化並びに事務処理の迅速化及び効率化を図るため、出先機関への権限委譲を推進します。

イ 決裁区分の見直し

事務処理の迅速化及び効率化を図るため、部長決裁から課長決裁へ決裁区分を移すなど、決裁区分の見直しを進めます。

(3) 公共工事の検査事務の効率化

公共工事の検査事務について、特定時期に集中する検査事務の効率的執行を図るため、発注事務と検査事務の分離による相互牽制機能を確保しつつ、専任職員以外の職員をも活用した検査執行体制に見直します。

(4) 予算執行等の効率化

ア 物品の購入及び使用の効率化

仕様が共通化できる物品等について、共同発注・購入を推進するとともに、詰め替え用品や再利用製品を積極的に購入するなど、コストの縮減及び事務の効率化を図ります。

イ 印刷刊行物の標準仕様の作成等

印刷刊行物について、特殊な物を除き、配布対象・種類に応じて標準仕様を定めるとともに、作成部数の見直しを行うなど、コストの縮減を図ります。

ウ 情報システムに係る投資の最適化

情報システム投資委員会（委員長 副知事、委員 関係部局長）において、庁内情報システムについて、政策面、技術面、運用面からの評価を統一的・総合的・全庁的に実施した上で投資判断を行うなど、情報システムに係る投資の最適化を図ります。

エ 被服支給期間の延伸等

私服勤務の警察官に対する制服の支給期間の延伸を行うなど、被服の支給及び貸与について、より効率的な運用を行います。

5 公共工事コスト等の縮減及び県有資産の総合的な利活用

厳しい財政環境の下で、引き続き社会資本整備を着実に進めていくため、公共工事及び施設の維持管理の総合的なコスト縮減を図ります。

また、県有資産の総合的な利活用を推進します。

(1) 公共工事コストの縮減

「コスト構造改革プログラム」（平成16年度～平成20年度）を策定し、地域の実情に合った制度・基準（ローカルルール）の導入、市場価格の設計積算単価への適切な反映などにより、公共工事コストの縮減を図ります。

また、公共工事の入札について、制限付一般競争入札、公募型指名競争入札及び低入札価格調査制度を拡大するなど、一層の競争原理が働くよう入札制度の運用の改善を図ります。

(2) 施設の維持管理コストの縮減と県有資産の総合的な利活用

ア ファシリティマネジメント及びアセットマネジメントの導入

県有施設の管理運営の最適化を図るため、ファシリティマネジメントを導入し、施設情報システムの構築、標準仕様書等の作成や契約発注における一層の競争性の確保、群管理の導入等に取り組み、維持管理コストの縮減を図ります。

また、橋梁について、アセットマネジメントを導入し、橋梁の適時適切な補修等を行うことにより、橋梁の長寿命化及び維持管理コストの縮減を図ります。

このほか、公共施設の管理運営状況を点検し、その管理運営の改善に取り組みます。

ファシリティマネジメント（Facility Management）…… 施設・設備を経営資源としてとらえ、経営的視点から、総合的・長期的観点に立ちコストの最適化を図り、施設・設備を管理・活用する手法

アセットマネジメント（Asset Management）…… 橋梁等の公共施設を資産としてとらえ、その損傷、劣化等を将来にわたって把握することにより、計画的かつ効率的に管理し、維持管理費用の縮減を図る公共施設の管理手法

イ 遊休資産等の利活用

各部局において不用とした土地の利活用調整を全庁的に行うなど、積極的に県有地等の県有資産の有効利活用を図ります。

6 歳入確保の取組

厳しい財政環境の下にあって、行政コストの削減等に積極的に取り組む一方、歳入確保のための方策についても積極的に取り組みます。

(1) 地方税財政制度の充実等

新青森県基本計画（仮称）を着実に推進し、「ふるさと青森県の再生・新生」を実現していくためには、国庫補助負担金改革に応じた税源移譲と地方交付税の必要かつ安定的な総額確保が不可欠であることから、財源保障機能と財源調整機能を果たす地方交付税制度の堅持・強化、平成17年度以降の地方交付税の総額確保など、国に対してあらゆる機会を通じて本県の意見を主張していきます。

また、本県は、食料、エネルギー、人材などを全国に供給し、国民生活を根底から支え、国の発展に貢献していることから、こうした貢献度と役割を正當に評価し、財源確保について適切に対応するよう求めていきます。

(2) 県税

ア 法定外税の創設等

地方分権の進展を踏まえ、地方税財源の充実、課税自主権の活用の観点に立ち、森、川、海などの環境保全のために実施する諸施策の財源確保等のため、新たな法定外税の創設を検討するほか、法定外普通税である核燃料物質等取扱税については、条例の更新（平成18年度）に当たり、税収を安定的に確保するための方策を検討します。

また、超過課税の見直し、延長等の検討を行うとともに、不均一課税・課税免除の措置の見直しを行います。

イ 徴収率の向上等

自動車税の納期限に対応して土曜日・日曜日に納税窓口を開設するなど、県税の徴収率の向上に努めるとともに、県税の増収と税負担の公平確保のため、課税客体の捕そくなどに、なお一層努めます。

(3) 使用料及び手数料

各種行政サービスに係る適切な受益者負担のあり方を踏まえ、行政サービスの受益に応じた負担の公平という観点から、使用料及び手数料の額の見直しを行うとともに、営農大学校や職業能力開発校（求職者に係るものを除く。）について授業料（研修費）の徴収を検討するなど、使用料及び手数料について見直しを行います。

また、職員公舎料について、国家公務員の宿舎料の改定に準じ、改定します。

(4) 財産の処分等

港湾関連用地及び工業用地の分譲や貸付けを促進するとともに、利用予定のない県有地については、積極的に売却を進めるほか、職員公舎について、空き公舎の増加及び老朽化にかんがみ、公舎廃止計画を見直し、入居率の低い老朽公舎を前倒しして廃止し、跡地の売却を積極的に進めます。

また、県有施設や県の広報印刷物などへの広告の掲載及び掲載料の徴収の検討を行います。

7 持続可能な財政構造の確立に向けた財政運営

地方分権や国・地方を通じた財政再建を推進する国の「三位一体の改革」の動向を見極めながら、新青森県基本計画（仮称）の着実な推進を支える持続可能な財政構造の確立に向けて取組を強化します。

(1) 財政運営の基本的考え方

国の「三位一体の改革」による地方交付税総額の急激かつ大幅な削減など、本県財政にとって一層厳しくかつ不透明さが増す環境変化の中にあっても、財政再建団体への転落回避、持続可能な財政構造の確立といった財政運営の基本方針は堅持します。

このため、今後の予算編成に当たっては、財政改革プランに基づく財政健全化方策の徹底及び前倒し実施を行うとともに、これに加えての新たな視点からの取

組を含め、行政改革大綱に定める取組方策を着実に推進することにより、財源不足額の圧縮に努め、行財政基盤の充実・強化を図ります。

(2) 財政改革プランの見直し

財政改革プランについては、国の「三位一体の改革」の動向を見極めながら、地方交付税などの歳入面の推移について将来の基調を見通すことが可能となった段階で、平成20年度での一定規模の基金残高の確保と収支均衡の実現を図るといった財政改革プランの目標、推進期間等について所要の検討を行い、見直します。

また、財政改革プランを見直すまでの間にあっても、一定の仮定の下で中期財政試算のローリングを行い、拡大した財源不足額の圧縮に努めます。

(3) 歳出全般の整理・合理化

財政健全化の取組を着実に進めるため、県政の抱える緊急かつ重要な課題への積極的な取組を推進しつつ、事務事業の見直しを徹底し、歳出全般の整理・合理化を図ります。

このため、各年度の当初予算の編成を通じ、シーリングの強化等により、県行政の全般にわたる抜本的な見直しや施策の選択と重点化を一層推進し、補助金を含む事務事業の再構築を図ります。

(4) 普通建設事業費の見直し

普通建設事業費については、財政環境の変化に対応した調整が必要な状況にあるものの、雇用・地域経済への対応の観点から、可能な限り財政改革プランの趣旨（東北新幹線建設費負担金を除き、平成20年度当初予算で対平成15年度当初予算比70%）を維持することとします。

このため、普通建設事業費の構成について、単独事業費から補助事業費へのシフトを進め、県負担の軽減を図りつつ総額を確保し、他団体に比較して単独事業費の構成割合が高いといった構造的な課題の解消に取り組みます。なお、普通建設事業費の総額については、補助事業費による確保を基本としつつ、歳入の増減を勘案して、機動的・弾力的に対応します。

II 県の役割の見直しによる行政サービス提供体制の新たな構築

～ 県行政の役割分担の抜本的な見直し～

1 行政サービス提供施設等の再編と運営体制の見直し

公共的サービスの提供主体の多様化などの社会環境の変化などを踏まえ、県行政の役割分担の抜本的な見直しを行うとともに、少子化などによる施設の利用実態の変化、施設の老朽化などに対応しつつ、効果的かつ効率的な行政サービスの提供を図るため、公の施設などの行政サービス提供施設等について、再編と運営体制の見直しを行います。

(1) 青森県社会福祉研修所の廃止

社会福祉に関する研修の一層の効果的かつ効率的な実施を図るため、県立保健大学健康科学教育センターで当該研修を実施することとし、社会福祉研修所は、廃止します。

(2) 県立母子福祉センターの廃止

母子家庭等に対する就業支援等を効果的かつ効率的に実施するため、事業の実施を民間団体へ委託し、県立母子福祉センターは、廃止します。

(3) 県立海洋学院の廃止

入学者の減少等を踏まえ、県立海洋学院は、廃止します。

(4) 青森県青年の家及び県立下北少年自然の家の廃止

近年の利用実態が主として子どもの体験活動等となっている青年の家及び県内3箇所の県立少年自然の家（梵珠、種差、下北）については、少子化、利用状況、立地バランス、施設の老朽化等を踏まえ、2箇所の県立少年自然の家へ集約することとし、青年の家及び県立下北少年自然の家は、廃止します。

(5) 農業関係教育施設の見直し

県内に2箇所設置している農業関係教育施設については、農業改良助長法の改正などを踏まえ農業大学校を廃止し、営農大学校については、高度営農者養成の

ための機能の強化を図り、機能の強化後は、応分の受益者負担として、授業料（研修費）の徴収を検討します。

(6) 職業能力開発校の再編等

「第8次青森県職業能力開発計画」（平成18年度～平成22年度）の策定に当たって、職業能力開発校の再編を検討します。

また、応分の受益者負担（求職者を除く。）として、授業料（研修費）の徴収を検討します。

(7) 県立高等学校の再編

社会変化、生徒の多様化等に対応した学校づくりを進めるとともに、中学校卒業生数の減少に対応するため、「県立高等学校教育改革第2次実施計画(案)」(平成17年度～平成20年度)に基づき、県立高等学校の規模・配置の適正化を図ります。

(8) 県立さわらび園の運営の効率化

県立さわらび園については、入所児童の多くが重症心身障害児である現状を踏まえ、肢体不自由児施設から重症心身障害児施設へ転換し、運営の一層の効率化を図ります。

(9) 県立病院の改革

「県立病院改革プラン」を策定（平成17年度予定）し、県立病院の担うべき医療機能や経営体制の方向性を定めるとともに、これらを踏まえつつ、県立病院の経営の改善に係る抜本的な見直し方策を検討します。

(10) 公営企業の見直し

既存の電気事業については電力の自由化等を踏まえ、企業債の償還が完了する平成26年度を目途に廃止し、駐車場事業については県営駐車場を知事部局へ移管した上で廃止するとともに、工業用水道事業等の管理業務の民間委託を推進します。

2 市町村との連携協働

県行政の役割分担の抜本的な見直しの下、市町村との適切な役割分担に基づき、住民に身近な行政サービスは市町村に委ねるなど、市町村との協働により、行政サービス提供体制の新たな構築を図ります。

(1) 市町村への事務権限の移譲

住民に身近な事務はできるだけ住民に身近な市町村が主体的に完結して行うことが望ましいという観点から、市町村合併進展後における県と市町村との適切な役割分担を踏まえた事務権限移譲計画を策定し、市町村との密接な連携の下、事務権限の移譲を推進します。

なお、事務権限の移譲に当たっては、円滑な移譲ができるよう財源措置や人的支援などに配慮します。

(2) 市町村との共同事業の実施

県と市町村の一層の連携を図るとともに、ノウハウの共有やコスト等の分散を図るため、市町村との共同事業の実施を推進します。

(3) 市町村との人事交流の推進

県と市町村の連携を深め、また、県職員と市町村職員の交流による資質の向上を図るため、引き続き、県と市町村の若手職員の相互人事交流を実施します。

3 民間活力の活用

県行政の役割分担の抜本的な見直しの下、地域において社会公共的なサービスを支える民間企業、市民活動団体等との適切な役割分担に基づき、民間活力を活用し、民間移譲（民営化）や民間委託を推進するなど、民間との協働により、行政サービス提供体制の新たな構築を図ります。

また、民間移譲や民間委託は、県の事業の民間への開放や民間の事業参入機会の拡大にもつながることから、新たな雇用の創出にも配慮しながら、取り組めます。

(1) 民間移譲

次に掲げる社会福祉施設については、管理運営を委託している社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団を平成19年度までに独立民営化した上で、施設利用者の処遇を維持しつつ、同事業団へ民間移譲します。

県立安生園（養護老人ホーム）

県立八甲学園（知的障害児施設）

青森県知的障害者総合福祉センターなつどまり（知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、親子指導施設、実務研修施設）

また、県立釜臥荘（養護老人ホーム）については、施設利用者の処遇を維持しつつ、平成17年度に社会福祉法人へ民間移譲します。

(2) 民間委託の推進

「民間委託等の推進に関する基本指針」（平成14年11月策定）に基づき、「民間委託等の取組に関する実施計画」に従って民間委託を着実に実施するとともに、自治研修所の研修実施業務の包括的な民間委託や総務事務センター（仮称）に集約する内部管理業務の民間委託を実施するなど、積極的に民間委託を推進します。

(3) 指定管理者制度の導入

次に掲げる公の施設については、民間事業者等のノウハウを活用し、効果的かつ効率的な管理運営を図るため、平成18年4月を目途として指定管理者制度を導入します。

県立三沢航空科学館

県立自然ふれあいセンター

（併せて、施設の地元自治体への無償譲渡についても検討します。）

青森県白神山地ビジターセンター

青森県十二湖エコ・ミュージアムセンター

青森県男女共同参画センター及び青森県子ども家庭支援センター

青森県県民福祉プラザ

県立はまなす学園（肢体不自由児・重症心身障害児施設）

青森県身体障害者福祉センターねむのき会館

青森県視覚障害者情報センター

青森県聴覚障害者情報センター

青森県駐留軍従業員等健康福祉センター

（併せて、施設の地元自治体への無償譲渡についても検討します。）

青森県酪農振興センター

岩木川流域下水道、馬淵川流域下水道及び十和田湖特定環境保全公共下水道

県営住宅及び特定公共賃貸住宅

青森県総合運動公園及び新青森県総合運動公園

県営駐車場及び県営柳町駐車場

県営スケート場

青森県武道館

県営浅虫水族館

(4) 民間資金の活用

全国的にPFI（民間資金等の活用による公共施設等の整備等）手法の活用事例が多くなり、多様化してきていることも踏まえ、「青森県PFI活用指針」（平成14年2月策定）に基づいて、PFI手法の適正かつ円滑な活用を図ります。

また、民間資金の導入による案内施設、案内図等の整備やベンチなどの名入れ寄附の受入れなど、民間資金の活用について、検討します。

PFI（Private Finance Initiative）……民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して効率的かつ効果的に社会資本整備を行う手法

(5) 公共的サービスの提供主体の拡大

近年、ボランティア団体、NPO法人などの民間組織が、福祉、環境、まちづくりなどの様々な分野において、住民の多様なニーズに応えるため、様々なサービスの提供を行ってきており、地域における公共的サービスの新たな担い手として期待されているとともに、地域における新たな産業や雇用の創出等地域経済の活性化にも寄与しています。

このような状況を踏まえ、住民へのより満足度の高い公共的サービスが提供さ

れるようコミュニティビジネスやコミュニティベンチャーへの支援を行うなど、公共的サービスの担い手の拡大に向けた取組を推進します。

4 地方独立行政法人への移行

地方独立行政法人制度が創設されたことを踏まえ、試験研究施設及び県立保健大学の地方独立行政法人への移行について検討します。

(1) 試験研究施設

次に掲げる試験研究施設については、運営の独立性を高め、より一層効果的な管理運営を図るため、平成20年度の移行を目途に地方独立行政法人化を検討します。

青森県工業総合研究センター

青森県農林総合研究センター

青森県水産総合研究センター

青森県ふるさと食品研究センター

(2) 県立保健大学

教育研究の高度化、大学運営の活性化等を図るとともに、より自律的かつ弾力的な運営を図るため、平成20年度の移行を目途に公立大学法人化を検討します。

5 公社等の改革

公社等については、社会経済情勢や県民の行政ニーズの変化の中で公社等を取り巻く経営環境が著しく変化していることから、民間活力の活用の観点も踏まえて、統廃合等を含め、その目的のより効果的かつ効率的な達成のための取組を推進します。

(1) 公社等の統廃合等

社会経済情勢の変化などに伴う経営環境の変化を踏まえ、業務内容等を検討の上、積極的に公社等の統廃合等に取り組みます。

ア 青森県住宅供給公社

平成20年度を目途に廃止します。

(地方住宅供給公社法の自主解散規定の整備を前提とします。)

イ 財団法人青森県沿岸漁業振興協会

平成18年度をもって廃止します。

ウ 社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団

一層の効率的な業務運営体制を構築するため、施設利用者の処遇を維持しつつ、平成19年度までに独立民営化を行います。

エ 社団法人青森県栽培漁業振興協会

業務運営体制を見直すとともに、経営の自立・独立化について、早期の実現を図ります。

オ 財団法人青森県建設技術センター

下水道への指定管理者制度の導入を踏まえ、下水道の管理部門の体制を見直し、その他の部門については、経営の独立民営化を行います。

カ 財団法人青い森みらい創造財団

県有体育施設及び県立三沢航空科学館への指定管理者制度の導入を踏まえ、

その役割と業務運営体制の見直し（廃止を含む。）を行います。

(2) 公社等の経営改革

経営環境の変化に対応し、公社等の目的をより効果的かつ効率的に達成していくため、公社等の経営改革を積極的に推進します。

経営の健全化

公社等を取り巻く経営環境の変化に柔軟に対応できるようにするため、事業の抜本的な見直し、徹底したコスト削減等を実施することにより、健全で効果的かつ効率的な経営を目指します。

人員体制等の見直し

公社等自らの責任と経営努力による自立的な業務運営を促進する観点から、県派遣職員については、順次引き揚げることとし、また、経営状況を踏まえ、職員数の適正化及び給与の見直しを行います。

経営評価制度の導入

公社等の自立性を高め、経営の健全化を進めるため、公社等の経営状況、業務執行状況等について、専門家等による点検評価を行い、その結果に基づいて適切な指導助言を行うための経営評価制度を導入します。

理事長公募制の導入

知事が公社等の理事長の任命等を行う際の手続の公正及び透明性を確保するため、理事長候補者に係る「公募制」を導入します。

6 事務事業等の見直し

県行政の役割分担の抜本的な見直しの下、県民に真に必要な行政サービスを自主的、効果的、効率的に提供していく観点から、各年度の当初予算の編成を通じ、補助金を含む事務事業等の全般にわたって見直しを行います。

(1) 事務事業の見直し

これまで、県は、公共事業や公共施設の整備を行い、また、市町村や民間団体への助成などを行い、保健・医療・福祉・教育に関する施策、産業振興や地域振興に関する施策など地域に密着した施策を実施してきました。このように、多様な施策を実施する中で、県は、多種多様な機能を担い、多くの役割を果たしてきました。

近年、民間企業、市民活動団体等による社会公共的なサービスの提供や地方分権、市町村合併の進展など、県行政を取り巻く環境は大きく変化しつつあります。こうした状況を踏まえ、県行政の役割分担の抜本的な見直しを進め、民間企業、市民活動団体等や市町村との適切な役割分担に基づき、各年度の当初予算の編成を通じ、県が実施してきた事務事業の全般にわたって徹底した見直しを行います。

見直しに当たっては、必要性、妥当性、有効性、公平性、緊急性等の視点から検討し、成果重視の視点に立って、選択と重点化を強めるとともに、効率的かつ効果的な予算執行を図ります。

(2) 各種協議会等への関与の見直し

県に事務局を置く協議会等について、その存続の必要性や便宜供与の必要性の検討を行い、組織運営のあり方を見直しを行います。

また、県が参加し、又は構成員等となっている各種協議会等について、県職員の仕事従事、県の参加、会費の負担等の必要性の検討を行い、参加等のあり方を見直しを行います。

Ⅲ 県民の目線に立った成果重視型の行政経営の推進

～ 行政の経営革新 ～

1 行政経営システムの確立

厳しい財政環境の下にあって、県民の行政ニーズを的確に反映し、質の高い行政サービスを提供していくためには、最少の経費で最大の効果があがるよう限られた行政資源のより適切な活用を図っていく必要があります。

このため、県行政の役割分担の抜本的な見直しの下、行財政運営システムの簡素・効率化を図り、また、民間・市町村との協働による行政サービス提供体制の新たな構築を図るほか、成果を重視した目標管理型のマネジメントやITを活用した行政経営を推進するなど、施策の目標を効果的かつ効率的に実現する行政経営システムの確立に取り組みます。

(1) 目標管理型のマネジメント

県民の行政ニーズを的確に反映し、限られた行政資源を効果的かつ効率的に活用するため、施策の選択と重点化を図るとともに、当該施策の目標を効果的かつ効率的に実現するため、目標管理型のマネジメントを推進します。

施策の選択と重点化

新青森県基本計画（仮称）における県行政の施策の基本的な方向に基づき、施策の選択と重点化を図るとともに、当該施策に対して予算の効果的な配分を行うこととします。

このため、新青森県基本計画（仮称）の計画期間中（平成16年度～平成20年度）は、法令の規定により策定されるものを除き、施策の基本的な方向を定める新たな個別計画の策定は行わないこととします。

施策目標等に基づく行政評価の実施

これまで施策評価及び事務事業評価を実施してきましたが、今後は、新青森県基本計画（仮称）の着実な推進に資するとともに、行政資源を効果的かつ効率的に配分し、及び活用する観点から、同計画と連動して県の行政活動の業績等の評価を行う行政評価制度を構築します。

このため、この新しい行政評価制度においては、新青森県基本計画（仮称）

及びこれに基づく分野別の実施計画において示す施策の体系、目標及び指標に基づき、施策の有効性や効率性などを中心として、県の行政活動の業績等の評価を行うこととし、その評価結果については、行政資源の配分を行うに当たったの判断材料として活用するものとします。

各部局における自律的なマネジメントの確立

新青森県基本計画（仮称）に係る県の行政活動の業績等の評価やその評価結果を活用した行政資源の配分などを通じて、各部局における自律的な目標管理型のマネジメントの確立を図ります。

このため、行政評価の実施や行政資源の配分に当たって、部局自律型の手法の拡大などに取り組みます。

(2) ITを活用した行政経営

ア ナレッジマネジメントの推進

知的生産性を高め、行政サービスの質的向上を図るため、電子メール、文書データベース等のグループウェアの各機能の一層の利活用を図るほか、各種データベース間の連携を進めるなど、グループウェアの機能強化を図り、また、事務処理の電子化を促進するなど、行政情報等の共有化を推進します。

ナレッジマネジメント（Knowledge Management）…… 組織内における知識や情報の共有化を図ることにより、職員個人や組織の創造性、知的生産性を高めるための知的資産管理の手法

イ 行政手続の電子化

申請、届出等の手続の電子化や県税の電子申告など、行政手続のオンライン化に取り組みます。

ウ 電子入札システムの導入

公共工事及び建設関連業務に係る電子入札システムの導入に取り組み、また、物品調達に係る電子入札システムについて、国における状況を参考としながら、導入の検討を進めます。

2 県民との情報共有等

県民の行政ニーズを的確に反映し、県民の目線に立って質の高い行政サービスを提供していくため、県民の参加と県民との協働を推進します。

このため、広報広聴機能の充実を図り、県民との県行政に関する情報の共有化を推進するとともに、施策の立案過程への県民参加機能の見直しを行い、また、県民との協働を推進するための仕組みや体制づくりなどについて検討を進めます。

(1) 広報広聴機能

県民の目線に立った行政経営を推進するため、県民との県行政に関する情報の共有化を図ります。

このため、印刷物をはじめとする各広報媒体の機能、あり方等について検討を行うほか、県のホームページやパブリシティの一層の活用を図ります。また、電子メールによる行政相談の実施など新たな広聴機会の創出に取り組むなど、適時適切な広報広聴活動をより効果的かつ効率的に実施します。

(2) 財政情報の充実と公開

これまで実施してきた予算要求概要及び予算査定概要の公表、バランスシート（普通会計及び県全体）及び行政コスト計算書（普通会計）の作成、公表等に加え、公の施設ごとのバランスシートや行政コスト計算書の作成、公表など、県財政の状況に関する情報の充実と公開に取り組みます。

(3) 施策の立案過程への県民参加機能

県民の多様な意見を県行政に反映させるとともに、政策形成過程における公正と透明性の向上を図るため、パブリック・コメント制度（「あおり県民政策提案実施要綱」）の推進を図ります。

また、県民参加型の県政を推進するため、県民による政策研究などを促進する「あおり県民政策ネットワーク」や県民の視点からの政策評価機能を有する「政策マーケティングシステム」などの県民参画による政策形成のための機能について見直しを行います。

(4) 県民との協働

県民の目線に立ってより質の高い行政サービスを提供するため、「県民と行政とのパートナーシップ推進ビジョン」（平成15年3月策定）に基づき、地域住民等との協働による公共施設の管理運営手法の検討など、県民と行政の協働を推進するための仕組みや体制づくりなどについて検討を進めます。

(5) 情報公開と個人情報保護

情報公開制度の適切な運用を行うとともに、県民に広く利用されるよう情報公開制度に関する広報の充実強化を図ります。

また、個人情報保護制度については、県民の権利利益の保護の観点から、個人情報の開示請求権等のほか、利用停止請求権を明示するなど、個人情報保護条例の見直しを行います。

3 規制の緩和

許認可等の規制や手続について、県民負担の軽減等の観点から、見直し、簡素化を進めます。また、構造改革特区制度及び地域再生制度を活用した規制緩和等についても取り組みます。

(1) 規制緩和の推進

許認可等の規制について、県民負担の軽減、行政事務の簡素化等の観点から、見直しを行います。

(2) 申請、届出等の手続の簡素化

申請、届出等の手続について、申請者、届出者等の負担軽減等の観点から、簡素化を図ります。

(3) 構造改革特区制度及び地域再生制度の活用

構造改革特区制度及び地域再生制度を活用した地域の活性化等を図るための規制緩和等について、市町村等とも連携しながら、国に対して積極的に提案していきます。

4 職員の能力向上と意識改革

県民の行政ニーズを的確に反映し、コスト意識とスピード感を持って、質の高い行政サービスを少数精鋭の職員で提供していくため、行政経営を担う人材の確保及び育成を図ります。

このため、職員の採用試験制度の見直しや新たな人材育成方針の策定に取り組み、また、人事評価制度を確立するほか、行政経営革新のための職員提案制度を設けるなど、職員の能力向上と意識改革を図ります。

(1) 人材の確保

多様な人材の登用を図るため、職員の採用試験制度の見直しを図るほか、業務内容が類似している職種の統合について検討します。

また、外部人材の活用については、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の改正等を踏まえ、多様な人材が公務に参加できる環境を整備するとともに、職員と地域の人材との連携等を容易に行うための方策について検討します。

(2) 人材の育成

新たな人材育成方針の策定及び人事評価制度の確立により、職員の適切な能力把握とこれを踏まえた研修や人事配置等を行うなど、より一層適切な人材育成方策を実施し、職員の能力の向上を図ります。

また、自治研修所の職員研修実施業務を包括的に民間委託し、民間のノウハウを活用して、より実効性のある職員研修を実施します。

(3) 人事評価制度の確立

目標管理型の手法を取り入れた人事評価制度について、平成18年度から本格実施し、職員の能力・業績本位の人事管理等(人材育成、昇任管理、給与等)に資することとします。

(4) 行政経営革新のための職員提案

コスト意識とスピード感を持った行政を推進するため、職員一人ひとりが日常的業務遂行上の課題や問題意識に根ざした改善策を提案することにより、職員の

意識改革を図りつつ、全庁的な行政の経営革新につなげる取組として、行政経営革新のための職員提案を実施します。

(5) コスト意識の徹底

印刷刊行物等への当該印刷刊行物等に係るコストの表記や職員のコスト削減目標の設定等の取組を通じ、職員に対してコストを意識した行動を促し、職員一人ひとりにコスト意識の徹底を図ります。

また、職員研修においては、スピード感やコスト意識など職員の意識改革に関する内容を充実させます。

(6) 成果重視意識の徹底

個別行政課題への対処に当たり、コスト意識とスピード感を持って、より質の高い成果を追求し、達成していくことの重要性を職員に徹底するため、各管理監督者の適切な指導監督と責任の下、職員と管理監督者が一体となって、個別行政課題に係る目標達成度の適時適切な把握等による成果重視意識の徹底とスピーディな業務展開を図るよう取り組みます。

(参考)

行政改革大綱における推進項目等

| 推進項目 | 取組項目 | 取組事項 |
|---|-----------------------------|---|
| 自主自立の青森県づくりを支える行財政基盤の確立 ～行財政運営システムの簡素・効率化～ | 1 組織の簡素・効率化 | (1) 本庁及び出先機関の見直し (2) 漁業取締船及び漁業試験調査船の減船 (3) 警察署・交番・駐在所の統廃合 (4) 各種委員会の見直し (5) 附属機関等の適切な管理運営 (6) 職制の見直し |
| | 2 職員数の適正化 | (1) 定員適正化 (2) 早期退職制度の導入 |
| | 3 職員給与の適正化 | (1) 給与制度の見直し (2) 諸手当等の見直し |
| | 4 事務処理の効率化 | (1) 総務事務センター（仮称）の設置 (2) 権限委譲等の推進 (3) 公共工事の検査事務の効率化 (4) 予算執行等の効率化 |
| | 5 公共工事コスト等の縮減及び県有資産の総合的な利活用 | (1) 公共工事コストの縮減 (2) 施設の維持管理コストの縮減と県有資産の総合的な利活用 |
| | 6 歳入確保の取組 | (1) 地方税財政制度の充実等 (2) 県税 (3) 使用料及び手数料 (4) 財産の処分等 |
| | 7 持続可能な財政構造の確立に向けた財政運営 | (1) 財政運営の基本的考え方 (2) 財政改革プランの見直し (3) 歳出全般の整理・合理化 (4) 普通建設事業費の見直し |
| 県の役割の見直しによる行政サービス提供体制の新たな構築 ～県行政の役割分担の抜本的な見直し～ | 1 行政サービス提供施設等の再編と運営体制の見直し | (1) 青森県社会福祉研修所の廃止 (2) 県立母子福祉センターの廃止 (3) 県立海洋学院の廃止 (4) 青森県青年の家及び県立下北少年自然の家の廃止 (5) 農業関係教育施設の見直し (6) 職業能力開発校の再編等 (7) 県立高等学校の再編 (8) 県立さわらび園の運営の効率化 (9) 県立病院の改革 (10) 公営企業の見直し |

| 推 進 項 目 | 取 組 項 目 | 取 組 事 項 |
|--|----------------|--|
| | 2 市町村との連携協働 | (1) 市町村への事務権限の移譲 (2) 市町村との共同事業の実施 (3) 市町村との人事交流の推進 |
| | 3 民間活力の活用 | (1) 民間移譲 (2) 民間委託の推進 (3) 指定管理者制度の導入 (4) 民間資金の活用 (5) 公共的サービスの提供主体の拡大 |
| | 4 地方独立行政法人への移行 | (1) 試験研究施設 (2) 県立保健大学 |
| | 5 公社等の改革 | (1) 公社等の統廃合等 (2) 公社等の経営改革 |
| | 6 事務事業等の見直し | (1) 事務事業の見直し (2) 各種協議会等への関与の見直し |
| <p>県民の目線に立った 成果重視型の行政経営 の推進</p> <p>～行政の経営革新～</p> | 1 行政経営システムの確立 | (1) 目標管理型のマネジメント (2) ITを活用した行政経営 |
| | 2 県民との情報共有等 | (1) 広報広聴機能 (2) 財政情報の充実と公開 (3) 施策の立案過程への県民参加機能 (4) 県民との協働 (5) 情報公開と個人情報保護 |
| | 3 規制の緩和 | (1) 規制緩和の推進 (2) 申請、届出等の手続の簡素化 (3) 構造改革特区制度及び地域再生制度の活用 |
| | 4 職員の能力向上と意識改革 | (1) 人材の確保 (2) 人材の育成 (3) 人事評価制度の確立 (4) 行政経営革新のための職員提案 (5) コスト意識の徹底 (6) 成果重視意識の徹底 |